

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年11月28日)

[件名]

- 1 第1回及び第2回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例
見直し検討委員会の開催結果について (危機管理政策課) … 1
- 2 第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の
開催結果について (危機対策・情報課) … 3
- 3 鳥取県原子力防災専門家会議委員の利益相反調査結果について
(危機対策・情報課) … 6
- 4 原子力災害対策指針の決定について (危機対策・情報課) … 16
- 5 島根原子力発電所に係る放射性拡散シミュレーションの公表に
ついて (危機対策・情報課) … 18
- 6 地域防災計画(原子力災害対策編)の修正について
(危機対策・情報課) … 22
- 7 原子力防災に関する島根県知事等との意見交換の結果について
(危機対策・情報課) … 28
- 8 第5回原子力防災連絡会議について (危機対策・情報課) … 29
- 9 島根県との合同による平成24年度島根原子力発電所に係る
防災訓練の実施について (危機対策・情報課) … 30
- 10 「とっとり防災フェスタ2012」の開催結果について
(危機対策・情報課) … 31
- 11 鳥取県消防学校「実践的訓練施設完成記念訓練」
～創立30周年記念事業～について (消防防災課) … 35

危機管理局

第1回及び第2回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会の開催結果について

平成24年11月28日
危機管理政策課

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例が、平成21年7月3日に制定されて以降、本県では局地的な集中豪雨や大雨、豪雪、そして、全国的には東日本大震災という未曾有の災害を経験し、条例の見直し期間として定める3年を迎えたため、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を設置し、下記のとおり、第1回及び第2回の鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会を開催したところ、その概要は以下のとおりでした。

記

【第1回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会】

- 1 日 時 10月22日(月) 午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 鳥取県災害対策本部室(鳥取市東町一丁目271、鳥取県庁第2庁舎3階)
- 3 議 事
 - (1) 検討スケジュールについて
 - (2) 条例の見直しについて
- 4 委 員

役 職	氏 名	備考
放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平	(会長)
弁護士	井木 博子	
鳥取県消防協会会長(琴浦町消防団長)	門脇 正人	
鳥取市若葉台地区自主防災会連絡協議会会長	山田 義則	
鳥取県女性防火防災連絡協議会会長	樋口 春子	
日野ボランティアネットワーク事務局	山下 弘彦	
鳥取県看護協会災害看護特別委員会委員	安藤 そのみ	
高齢社会をよくする会ネットワーク in とっとり会長	竹森 民枝	
鳥取県民生児童委員協議会 理事	廣田 富子	
鳥取県厚生事業団障害者支援センター相談員	後津 洋一	
いんしゅう鹿野まちづくり協議会理事長	佐々木 千代子	
米子青年会議所理事長	中井 真太	
鳥取市総務部防災調整監	堀 哲男	
日吉津村総務課長	高森 彰	

5 各委員の発言要旨

基本条例を見直すことについては、合意が得られた。また、その内容については、検討委員会で十分検討するとともに、パブリックコメントなどにより県民の意見を聞きながら、条例を改正することとされた。

- ・基本条例というのは基本的に概念的なものであり、具体的なものを反映するものではないのではないか。
- ・条例自体をより良いものにしていくためには、条例全体を見直すというより、取り組みを強化すべき分野や検討すべきことをしっかり委員で議論し、焦点を絞った改正をしていくべきである。
- ・この条例自体を広め、普及していくようなことを考えないといけない。
- ・個人情報について、大規模災害時に災害時要援護者を一人でも見逃さないといっても、そういう方は個人情報を出したがらない。避難支援には情報が必要だという啓発をしていかないといけない。
- ・要援護者支援については、どこまでやっていっても徹底はありえず、支援者を決めたところで、いざという時にそこに居ない可能性も高いため、地域でいかに動くかということを考えることが必要。
- ・防災教育については、学校だけにするのも結構だが、地域との防災訓練といった仕掛けで、地域住民と一緒に取り組むこともしたほうが良い。
- ・基本条例の根本が変わる訳ではないので、全面改正ではなく、見直しをするというスタンスはいいと思う。被害をゼロに出来れば良いが、それは無理なので、被害を少なく出来る形でやっていく、そういうことをしていくのが防災対策だと思う。また、防災対策だけではなく、いかに災害時も業務を続けていくかというBCPの要素も大事。

【第2回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会】

- 1 日 時 11月19日(月) 午後2時30分から午後4時まで
- 2 場 所 倉吉市上井公民館視聴覚室(倉吉市大平町319-1)
- 3 議 事

- (1) 条例改正の内容について
 - ①1回委員会、県民電子アンケート、市町村、消防局、県関係部局からの意見整理、方向性の検討
 - ②条例改正のポイントの検討
- (2) その他

4 概要

条例見直し検討委員会において、条例は概念的なものとし、全面改正ではなく、見直しとすることとして、主に以下の9つの柱を中心に検討していくこととされた。

- ① 県民による自主的な被災者支援
- ② 事業所の地域貢献
- ③ 事業継続計画(BCP)の取組強化
- ④ 地震・津波に強いまちづくりの推進
- ⑤ 災害時要援護者支援体制の強化
- ⑥ 孤立地区発生の防止
- ⑦ 長期戦略で取り組む消防防災体制
- ⑧ 広域における避難・受入れ体制の整備
- ⑨ 県民の意識の醸成

(各委員の主な発言要旨)

- ・自主防災組織の充実を地域に任せるなど、東日本大震災の体験、実例を踏まえた改正にすべき。
- ・地域での活動においては、町内会を主体にした方が、向こう三軒両隣で、情報共有など上手くいくと思う。
- ・減災の趣旨は、既に条例に記載されているが、はっきりと減災へ取り組むことを記載することを検討して欲しい。
- ・個別具体的なことは地域防災計画等に定めるということで、県の基本条例は、市町村等の自由度を高めるために、抽象化したものにならざるを得ない。
- ・活動主体を縛るような条例は良くない。事業所などにおいても運用がやりやすいように、抽象的に記載するべき。

【今後のスケジュール】

- 1 2月中旬 ○第3回検討委員会
- 1月 ○パブリックコメント実施
- 2月 ○パブリックコメントの公表
○第4回検討委員会
○県議会への提案・審議
- 4月 ○改正条例公布・施行

※ 国の災害対策基本法見直しの動き等により、スケジュールは変更する場合がある。

第1回島根原子力発電所に関する安全協定改定に係る協議会の開催結果について

平成24年11月28日

危機対策・情報課

10月12日付けの県議会決議も踏まえ、11月1日に中国電力本社（広島市）において、知事、米子市長及び境港市長から、昨年12月締結した「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定に係る申入れを社長に直接行い、協定の改定協議とそれに伴う協議会を開催することについて同意を得ました。

これを受けて、中国電力と米子市、境港市、鳥取県と第1回目の協議会を開催しました。

- 1 日 時 11月20日（火）午後1時15分～2時40分
- 2 場 所 鳥取県災害対策本部室
- 3 出席者 中国電力株式会社（島根原子力本部 副本部長、電源事業本部 専任部長（本社原子力管理）、鳥取支社長ほか）
米子市（総務部長）、境港市（市民生活部長）、鳥取県（危機管理局長、西部県民局長）
町村代表（江府町総務課長（副町長代理）オブザーバー） ほか

4 協議内容

（1）改定項目と内容

立地県・立地市の協定と本県等の協定において差違のある項目について、その概要説明と改定内容を提示した。

鳥取県、米子市、境港市の改定提示項目
① 計画等の報告」を「計画等に対する事前了解」に改めること。〔協定第6条・要綱第3条〕
② 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡を要する事項として、「核物質防護に関する輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報」を加えること。〔要綱第4条〕
③ 「現地確認」を「立入調査」に改めること。〔協定第11条・要綱（新設）〕
④ 立入調査の結果、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を要求する規定を加えること。〔協定（新設）・要綱（新設）〕

○主な協議状況等

危機管理局長）

- ・地域防災計画の見直し期限となる来年3月を第一の目途として協議を進めたい。
- ・9月県議会での「島根原子力発電所に係る中国電力との安全協定等の改定を求める決議」も踏まえ、協議させていただくもの。
- ・住民からすると、県境、市町村の境は関係が無い。米子市、境港市及び鳥取県は島根県、島根県内の関係市と一緒に、県境も、市境も関係なく住民の安全を守るため、住民避難計画の検討やモニタリング体制構築などの取り組みを行っている。
このような取り組みも理解したうえで、検討いただき前向きな回答を期待している。

境港市部長）

- ・従来から EPZ 外ではあるが、天候によって影響があるとの市民の思いを申し入れしてきた。福島事故ではそれが現実のものになった。EPZ 外でも安全協定を結ぶという他の電力会社とは違う姿勢を見せてもらったが、今回 UPZ 内になった。配慮願いたい。

米子市部長）

- ・昨日、米子市議会は活断層について外部講師を呼んで勉強会をやられた。一般市民や議会の関心の強さを十分踏まえて考えて欲しい。

危機管理局長)

- ・島根原子力発電所の再稼働、稼働については、周辺地元住民の意見を聴いてほしいという住民の大きな声がある。ぜひご承知いただきたい。鳥取県としては国にも要望をしていることも承知いただきたい。

中国電力)

- ・協定の改定項目につきまして詳細をお聞きし、自治体の皆様の背景にある思いも重々受け止めております。持ち帰らせていただいて、今後社内ですっかり検討して、別途この協議会で回答したい。
- ・最後に話があった、住民の皆様の再稼働、稼働についてのご意見がおありだということ、こちらの件も承知はしている。いずれにしても、発電所の運営、さらには協定改定、いずれも私どもは真摯に対応したい。

(2) その他の協議結果〔中国電力からの説明〕

- ・島根原子力発電所の福島原発事故の教訓を踏まえた安全対策と防災対策への取り組み及び原子力災害対策特別措置法・原子炉等規制法改正を踏まえた取り組みについて
- ⇒津波対策の進捗状況（高台（海拔 40m）に設置した緊急用発電機の運転開始や海水系ポンプエリアの浸水防止対策（防水壁、防水蓋の設置）、防波壁（高さ 15m（3号機エリア完了、1～2号機 H25 年度内完了予定））、免震重要棟（仮称）の工事状況、原子力防災業務計画の修正協議の予定などについて説明を受ける。

【主な質疑応答】

Q: 2号機のストレステストの報告を国に提出しているが、その扱いはどうなっているのか。

A: ストレステストは四大臣の指示に基づいて行った。原子力規制委員会委員長は、ストレステストは再稼働等の基準には使わないと言っている。現在は審査もストップしている。一方でストレステスト自体は委員長も否定しておらず、どしどしやるべしと仰っている。7月までに策定される新しい安全基準に全部ではないが使用するものもあるということで、他のストレステストも並行して進めている。

Q: 1号機、2号機は、営業運転は停止しているが、核燃料はある。冷却し続けることが大事。引き続き安全対策への取り組みをお願いする。

原子力防災業務計画の修正協議は、鳥取県は関係周辺県として協議を受け、関係周辺市である米子市、境港市には鳥取県から意見を照会し、その上で回答するとなっているが、協議内容に立地県との違いがあるのか。

A: 原子力災害対策特別措置法においては、立地県、立地市、関係周辺県である鳥取県の権限は同等。

原子力防災業務計画の修正協議は、島根県、松江市、鳥取県と並行して協議する。防災業務計画と地域防災計画とに齟齬が生じては良くないので、すり合わせ協議を行い、修正に反映することになるかと思う。

Q: 立地県、立地市、周辺県、関係周辺市である米子市、境港市の防災に関する権限はほとんど同じで、それについて地域防災計画と、防災業務計画との整合性を図ることでよいか。

A: 原子力災害対策特別措置法はそうになっている。時期がきたらこの協議会とは別の場での協議となると思うがよろしく御願います。鳥根県等とも協議しながら進めていく。

中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英様

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

米子市
米子市長 野坂康夫

境港市
境港市長 中村勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の
安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

鳥取県原子力防災専門家会議委員の利益相反調査結果について

平成24年11月28日
危機対策・情報課

本県に関連する原子力施設等（人形峠環境技術センター・島根原子力発電所）の安全対策及び原子力防災対策に関する指導、助言等並びに環境放射線の測定監視、測定結果の評価等を得るため、専門家による鳥取県原子力防災専門家会議を設置しています。

この度、委員の中立性や公平性、透明性を確保することを目的として、「鳥取県原子力防災専門家会議資格基準」に基づき、委員に対する自己申告に基づく調査を実施しました。

記

- 1 委員の欠格要件に該当する者は無し。
- 2 委員の情報公開事項に該当する者は2名。
- 3 今後とも全員に引き続き委員を御願います。

【鳥取県原子力防災専門家会議資格基準の概要】

- 1 施行日 平成24年10月1日
- 2 委員の要件の考え方
 - (1) 委員の欠格要件
 - ア 施行日及び施行日前直近3年間に、原子力事業者等（営利目的のもの。以下同じ）の役員又は使用人その他の従業者であった者
 - イ 施行日及び施行日前直近3年間に、原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者であった者
 - ウ 施行日前直近3年間及び施行日以後に、同一の原子力事業者等から、個人として、年間50万円以上の報酬等を受領していた者
 - (2) 委員の情報公開事項
 - ア 施行日前直近3年間に、委員の研究及び所属する研究室その他研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額
 - イ 施行日前直近3年間に、委員の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業等の名称及び就職者数
- 3 今後の予定
 - (1) 毎年4月1日から4月30日までの間に、委員に自己申告書を提出していただき、その調査結果を公表します。
 - (2) 今後、新任の委員がある場合は、事前に調査を実施することとしています。

(参考)

1 鳥取県原子力防災専門家会議

(1) 概要

ア 平成20年4月1日に設置

イ 設置の目的

- ・原子力施設等の安全対策や原子力災害等の緊急時における現地確認、緊急モニタリング、住民避難などの各種防災対策について、専門家の知見からの指導・助言を得る。
- ・平常時における環境放射線の調査結果について、専門家の知見から評価を得ることにより、その安全性を確認する。

(2) 会議の所掌事務

- ・原子力施設等の安全対策に関する指導及び助言
- ・原子力災害等の緊急時における防災対策に関する指導及び助言
- ・環境放射線等モニタリング結果の評価
- ・環境放射線のモニタリングに係る技術的事項等の指導及び助言

(3) 委員 (任期 H24. 4. 1~H26. 3. 31)

	専門分野	氏名	所属	役職等
会長	放射線計測・防護	占部 逸正	福山大学工学部情報工学科	教授
委員	原子力工学	青山 卓史	(独)日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 高速実験炉部	研究主席
	放射線治療、放射線物理	内田 伸恵	県立中央病院医療局放射線科放射線治療室	室長
	原子炉工学・原子炉物理学	宇根崎博信	京都大学原子炉実験所	教授
	緊急被ばく医療	神谷 研二	広島大学緊急被ばく医療推進センター	センター長
	放射線治療、放射線物理	小谷 和彦	鳥取大学医学部附属病院放射線部	准教授
	環境放射能	静岡 清	広島大学大学院工学研究科	教授
	放射能環境変動	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所	准教授
	線量評価	山田 祐司	(独)放射線医学総合研究所	特別上席研究員

(4) これまでの開催状況

第1回 (平成20年5月28日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、鳥取県の原子力防災対策
第2回 (平成21年5月22日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価
第3回 (平成22年5月24日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、緊急時モニタリング計画(案)ほか
第4回 (平成23年10月25日)	環境放射線モニタリング結果に係る評価、モニタリングポスト設置候補地ほか
第5回 (平成24年6月4日)	UPZに伴う鳥取県原子力防災体制の方向性、環境放射線モニタリング結果に係る評価ほか

在任中の鳥取県原子力防災専門家会議委員の要件等に係る自己申告状況について

平成24年11月28日

鳥取県危機管理局危機対策・情報課原子力安全対策室

自己申告内容(委嘱日:平成24年4月1日、調査対象期間:平成21年10月1日～平成24年9月30日)

委員氏名	失格要件			情報公開事項	
	①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業者であったか	②委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、従業者等であったか	③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として、年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか	④委嘱日前直近3年間に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及び寄附金額	⑤委嘱日前直近3年間に、所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
静間 清	非該当	非該当	非該当	非該当	該当(日立製作所 1名)
藤川 陽子	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
占部 逸正	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
神谷 研二	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
小谷 和彦	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
山田 裕司	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
宇根崎 博信	非該当	非該当	非該当	非該当	該当(九州電力 1名)
青山 卓史	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
内田 伸恵	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当

鳥取県原子力防災専門家会議委員資格基準

(目的)

第1条 この基準は、鳥取県原子力防災専門家会議の委員の資格等を明らかにすることを目的とする。

(委員の欠格事由)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員に委嘱しない。委員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該委員を解任する。

- (1) 原子力事業者等（営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。以下同じ。）又は法人である原子力事業者等の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくは使用人その他の従業者
- (2) 原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者
- (3) 委員の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）の前直近3年間に前2号のいずれかに該当していた者
- (4) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日の前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者
- (5) 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領している者
- (6) 次条第1項及び第2項に規定する申告をしない者

(委嘱手続等)

第3条 知事は、委員の委嘱をしようとするときは、あらかじめ、委嘱しようとする者に、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第1号）の提出を求める。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないと思料する事項
 - (2) 当該学識経験者等個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における寄附の対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額
 - (3) 申告日の前直近3年間（再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 2 知事は、委員に対して、次に掲げる事項を記載した申告書（様式第2号）を毎年4月30日までに提出するよう求める。
- (1) 申告を行う前年度における委員個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額
 - (2) 申告を行う前年度において、委員の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数
- 3 委員は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、委員を辞職することを知事に申し出るものとする。
- 4 知事は、委員に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に委員に委嘱されている者（以下「既存委員」という。）について第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、同項中「委員の委嘱の日（以下「委嘱日」という。）」とあるのは「この基準の施行の日（以下「施行日」という。）」と、「委嘱日」とあるのは、「施行日」とする。

- 3 第3条第1項の規定は、既存委員について準用する。この場合において、同項中「前条第1項第1号から第4号まで」とあるのは「附則第2項の規定により読み替えて適用される前条第1項第1号から第4号まで」と、「申告日」とあるのは「施行日」と読み替えるものとする。
- 4 既存委員について第3条第4項の規定を適用する場合にあつては、同項中「第1項第2号及び第3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えて適用される第1項第2号及び第3号」とする。

様式第1号(第3条第1項関係)

鳥取県原子力防災専門家会議委員の委嘱に係る自己申告書

申告日：平成 年 月 日

鳥取県知事 様

(所属及び役職)

(氏名)

印

鳥取県原子力防災専門家会議委員資格基準第3条第1項各号に規定する事項について、次のとおり申告します。

① あなたは、平成 年 月 日において、原子力事業者等 ^{*1} 又は法人である原子力事業者等の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)若しくは使用人その他の従業者ですか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
② あなたは、平成 年 月 日において、原子力事業者等で組織する団体 ^{*2} の役員又は使用人その他の従業者ですか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
③ あなたは、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他の従業者でしたか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
④ あなたは、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、原子力事業者等で組織する団体の役員又は使用人その他の従業者でしたか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
⑤ あなたは、同一の原子力事業者等から、個人として、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、又は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間のいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していましたか。 <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい
⑥ あなた個人の研究又はあなたが所属する研究室その他研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間における寄附の対象となった研究名称、寄附者及びその寄附金額 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(ある場合は、別紙の表1の欄に内容を記載してください。)
⑦ 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、あなたの所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(ある場合は、別紙の表2の欄に内容を記載してください。)

[記載方法等]

1. ①、②は委嘱日（又は委嘱予定日。以下同じ。）を記載してください。
2. ③、④の期間は委嘱日の前の日から直近3年間を記載してください。
3. ⑤の期間は、それぞれ委嘱日の前の日から直近1年間及び委嘱日の1年前の日の前直近1年間並びに委嘱日の2年前の日の前直近1年間を記載してください。
4. ⑥、⑦の期間は申告日の前の日から直近3年間を記載してください。ただし、再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までを記載してください。
5. ①～⑦については、「いいえ」又は「はい」、「ない」又は「ある」のいずれかのチェックボックスに✓を付けてください。
6. ⑥、⑦については、「ある」の場合は別紙の該当欄に内容を記載してください。なお、書ききれない場合は、別紙を複写して記載してください。
7. 鳥取県原子力防災専門家会議設置要綱第8条に規定する事務局へ提出してください。

[備考]

- ※1 「原子力事業者等」とは、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。
- ※2 「原子力事業者等で組織する団体」とは、電気事業連合会や一般財団法人電力中央研究所などをいう。

(様式第1号 別紙)

表1 あなた個人の研究又はあなたが所属する研究室その他研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間における寄附の対象となった研究名称、寄附者及びその寄附金額

対象の研究名称	寄附者名	寄附金額

表2 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、あなたの所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

学生が就職した原子力事業者等の名称	就職者数

鳥取県原子力防災専門家会議委員の在任中の寄附等に関する自己申告書

申告日：平成 年 月 日

鳥取県知事 様

(所属及び役職)

(氏名)



鳥取県原子力防災専門家会議委員資格基準第3条第2項各号に定める事項について、次のとおり申告します。

<p>① 平成 年4月1日から平成 年3月31日における、あなた個人の研究又はあなたが所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等^{※1}からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある（ある場合は、別紙の表1の欄に内容を記載してください。）</p>
<p>② 平成 年4月1日から平成 年3月31日において、あなたが所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p><input type="checkbox"/> ある（ある場合は、別紙の表2の欄に内容を記載してください）</p>

[記載方法等]

1. ①・②の期間については、申告を行う前年度を記載してください。
2. ①・②については、「ない」又は「ある」のいずれかのチェックボックスに✓を付けてください。
3. 「ある」の場合は、別紙の該当欄に内容を記載してください。なお、書ききれない場合は、別紙を複写して記載してください。
4. 鳥取県原子力防災専門家会議設置要綱第8条に規定する事務局へ提出してください。
5. 毎年4月30日までに提出してください。

[備考]

※1 「原子力事業者等」とは、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

(様式第2号 別紙)

表1 平成 年4月1日から平成 年3月31日における、あなた個人の研究又はあなたが所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額

対象の研究名称	寄附者名	寄附金額

表2 平成 年4月1日から平成 年3月31日において、あなたが所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

学生が就職した原子力事業者等の名称	就職者数

福島事故を受けて、従来の原子力防災の問題点を見直すため、原子力災害対策指針が、改正原子力災害特別措置法に基づき法定化されました。

原子力規制委員会は、旧指針（「原子力施設等の防災対策について」）について、福島事故の教訓、国会等の調査報告の指摘及び提言等を取り入れて大幅に見直し、10月31日に決定されました。

1 指針の位置づけ

本指針は、国、地方公共団体等が原子力災害対策に係る計画を策定する際や当該対策を実施する際等に、科学的、客観的判断を支援するために必要な専門的・技術的事項等を定めるもの。

2 主な記載事項

(1) 原子力災害対策に係る基本的事項

- ア 指針の位置づけ
- イ 原子力災害の特徴
- ウ 放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

(2) 原子力災害事前対策に係る事項

- ア 緊急時の意思決定ための判断基準となるEAL・OILの設定
 - ・ EAL（緊急時活動レベル）：
初期対応段階での施設の状態に基づく炉心損傷の予測あるいは確認による避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準
 - ・ OIL（運用上の介入レベル）：
環境への放射性物質の放出後、計測した値で防護措置を実施するための判断基準
- イ 避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ・UPZの導入
 - ・ PAZ：予防的防護措置を準備する区域、施設から5kmを目安
 - ・ UPZ：緊急防護措置を準備する区域、施設から30kmを目安
- ウ 情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

(3) 緊急事態応急対策に係る事項

- ア 迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- イ 住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ウ EAL・OILに基づく適切な防護措置（屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用、スクリーニング等）の実施

(4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ア 放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- イ 影響を最小限にするための除染措置の実施

(5) 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る事項

実態を踏まえた適切な対応が必要であることが記載

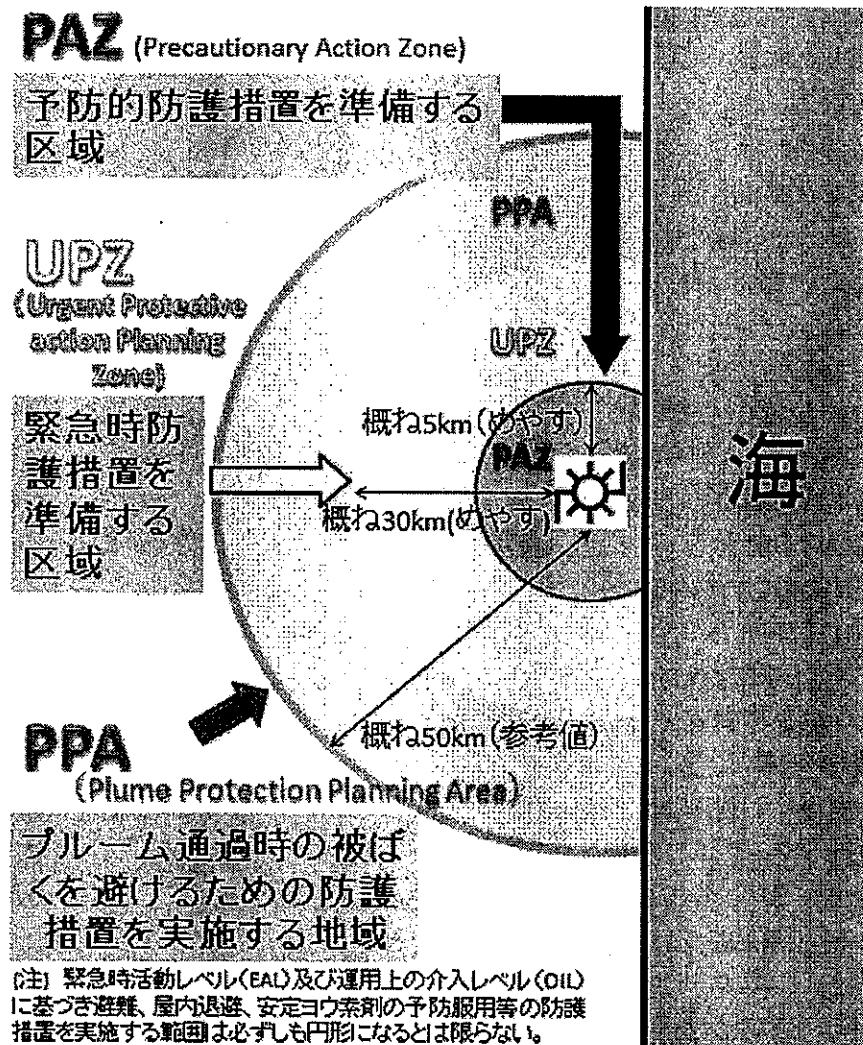
3 今後の検討事項

原子力規制委員会は、残された課題や新たな知見について継続して検討し、逐次、指針を改定していく予定。

(1) 原子力災害事前対策の在り方

- ア EAL・OIL、緊急事態区分の在り方
- イ PPAの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域・PPA:
 - プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域、概ね50km(参考値)
- ウ 一時退避ができる施設
- (2) 緊急時モニタリング等の在り方
 - ア 緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定等の在り方
 - イ SPEEDIの活用方策
- (3) 実用炉以外のオフサイトセンターの在り方
- (4) 緊急被ばく医療の在り方
 - ア 緊急被ばく医療設備・資機材の整備、関係医療機関の連携
 - イ 安定ヨウ素剤の投与判断の基準
 - ウ スクリーニングの技術的課題
- (5) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
 - ア 事故後の長期汚染地域に住む人々の防護の考え方
 - イ 除染・健康管理等の在り方、リスク評価を踏まえた原子力災害対策重点区域の在り方
- (6) 地域住民との情報共有等の在り方
 - ア 住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定

(参考：防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方のイメージ)



10月24日、原子力規制委員会は、島根原子力発電所を含む各発電所で事故が発生した場合における放射性物質の拡散シミュレーションを公表した。

現在、一部発電所のシミュレーション試算結果に誤りがみつき、全発電所について再確認が実施中。

1 原子力規制委員会の公表内容

(1) 拡散シミュレーションの目的

地域防災計画の策定にあたり、UPZ等の原子力災害対策重点区域を決定するため参考とすべき情報を得るために、周辺地域における放射性物質の広がり方を推定したものの。

※ 原子力災害対策指針では、UPZの最大半径は、IAEAの国際基準（5～30km）の上限を採用し、「原子力施設から概ね30km」を目安と記載されている。

※ 今後、地域防災計画で地域を設定することにより、正式にUPZが位置づけられる。

(2) シミュレーション方法

福島事故と同等の事故が発生したと仮定し、各原子力発電所で原子炉すべて炉心融解が起きた場合を想定して、過去1年間に観測された発電所の気象データを使い、方位別（16）に事故後1週間の被ばくの実効線量が100mSv（国際基準で緊急避難が必要となる線量）に達する地点を試算したものの。

※ 島根原子力発電所では、1～3号機が対象で、福島事故の1.31倍の放射性物質量が仮定されている。

※ 今回使用されたプログラムは、アメリカ原子力規制委員会（NRC）で、放射線被ばくや拡散を評価する際に使用されているもの。

(3) シミュレーション結果

県に一番近い緊急避難が必要な線量となる最大距離は、東南東方向に23.8kmであり、シミュレーション上ではあるが、県内に緊急避難が必要になる地域はなかった。

(4) シミュレーションの課題

○ シミュレーションの精度、信頼性に限界

・地形情報が考慮されていない

・使用している気象データは、最大値の3%を統計処理で棄却している

・最大の気象条件ではない

・放射性物質が一方向に継続的に拡散すると仮定

→ 目安として参考にすべきデータ（放射性物資の広がり傾向を示すもの）

○ 発電所の安全性評価のためには、より高い精度のシミュレーションが必要。

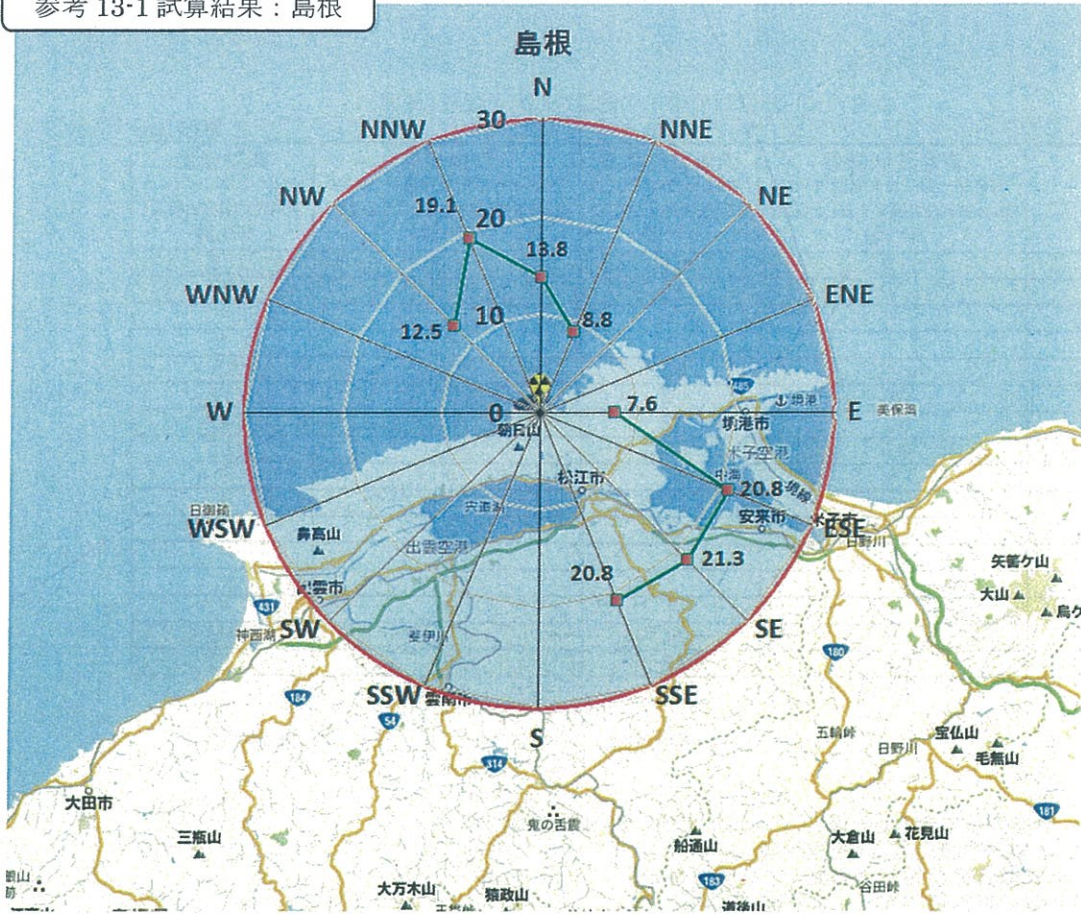
2 本県の今後の予定

○ 島根県と連携し、国に対し地元での拡散シミュレーション評価結果の説明を求め、詳細に検討する。

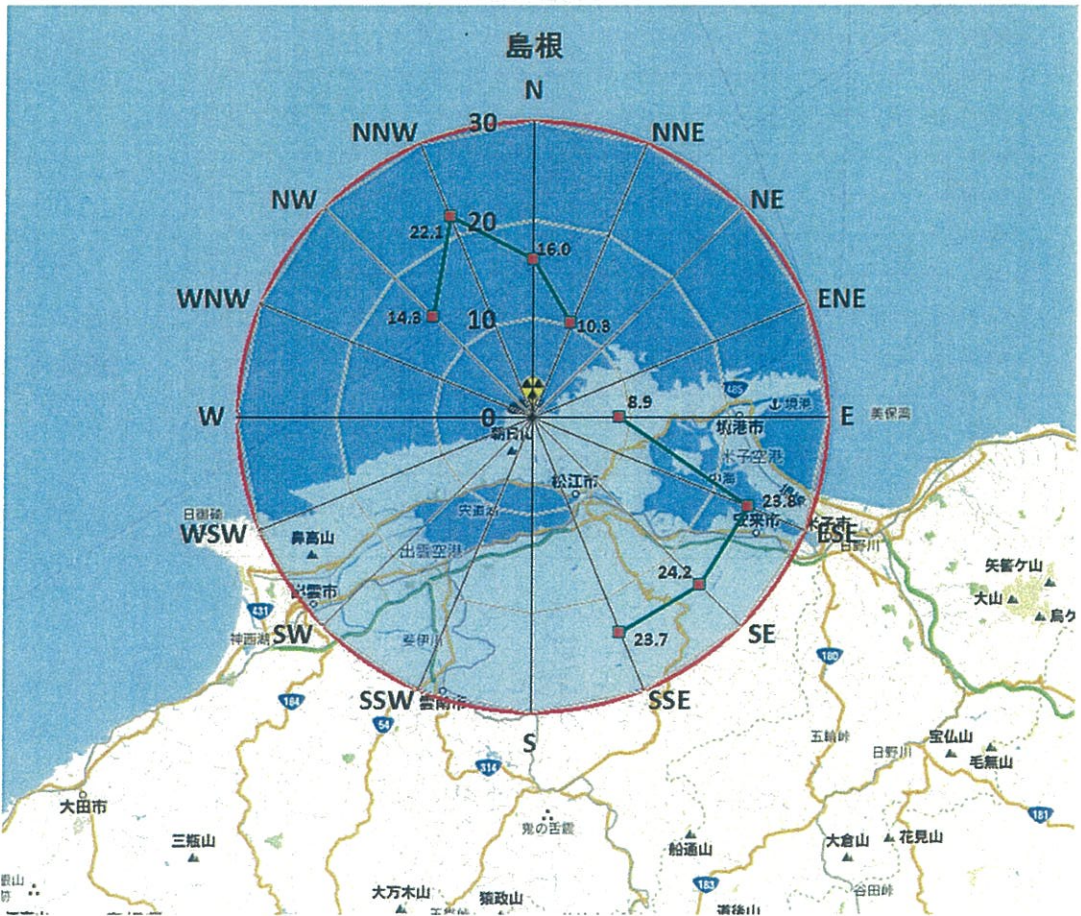
○ 原子力防災対策重点区域の設定の妥当性が示されたので、UPZ設定の根拠として使用する（地域防災計画への反映）。

→ まずは、UPZ（30km圏）の原子力防災体制の整備を進める。

→ その後、目途がたった段階で、国が今後示す予定の対応方針に沿ってPPA（50km圏）の原子力防災対策を検討する。



福島第一原子力発電所（1～3号機）の放射性物質質量と同じと仮定した計算



サイト出力に対応した放射性物質質量を仮定した計算

参考13-2 方位別のめやす線量を超える距離(島根)

単位: km

	赤色骨髄線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	赤色骨髄線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値	実効線量 (福島第一原子力発電所(1~3号機)の放射性物質質量と同じと仮定) 97%値	実効線量 (サイト出力に対応した放射性物質質量と仮定) 97%値
N	0.4	0.5	13.8	16.0
NNE	< 0.2	0.2	8.8	10.3
NE	*	*	*	*
ENE	*	*	*	*
E	< 0.2	0.2	7.6	8.9
ESE	0.6	0.8	20.8	23.8
SE	0.7	0.9	21.3	24.2
SSE	0.7	0.9	20.8	23.7
S	*	*	*	*
SSW	*	*	*	*
SW	*	*	*	*
WSW	*	*	*	*
W	*	*	*	*
WNW	*	*	*	*
NW	0.3	0.4	12.5	14.3
NNW	0.6	0.8	19.1	22.1



: 陸側最大方位



: 海側方位

<備考>

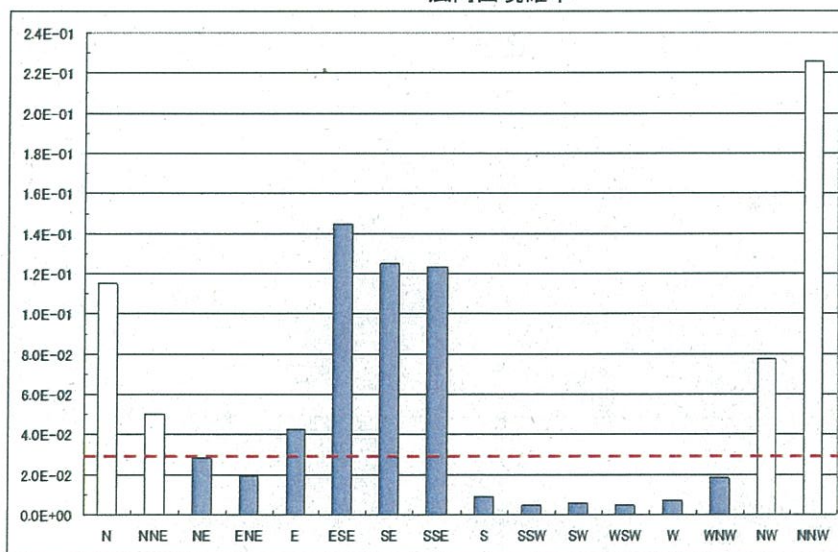
*印は、当該方位に着目した場合、97%値が出現しない場合を示す。

16方位のうち最大値となる(海側除く)

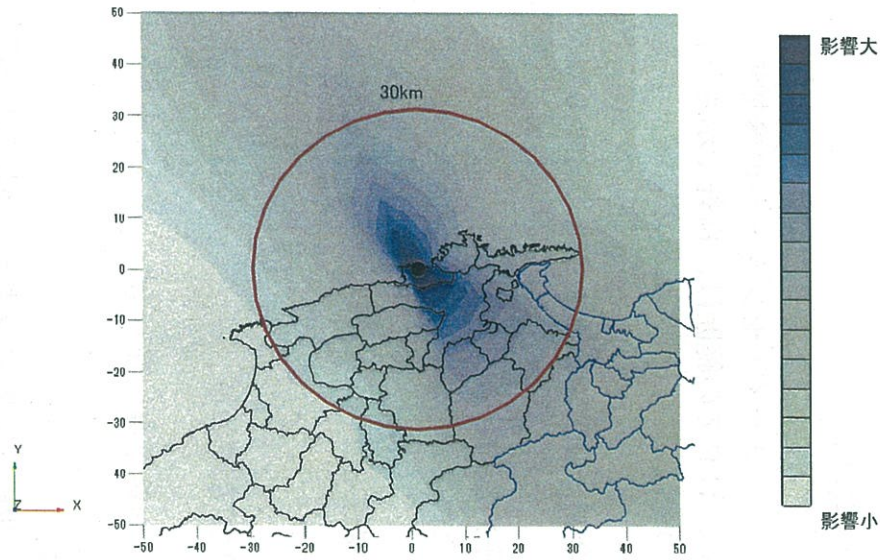
赤色骨髄線量の期待値: 0.2km、すそ値: 2.0km

実効線量の期待値: 6.0km、すそ値: 55.0km

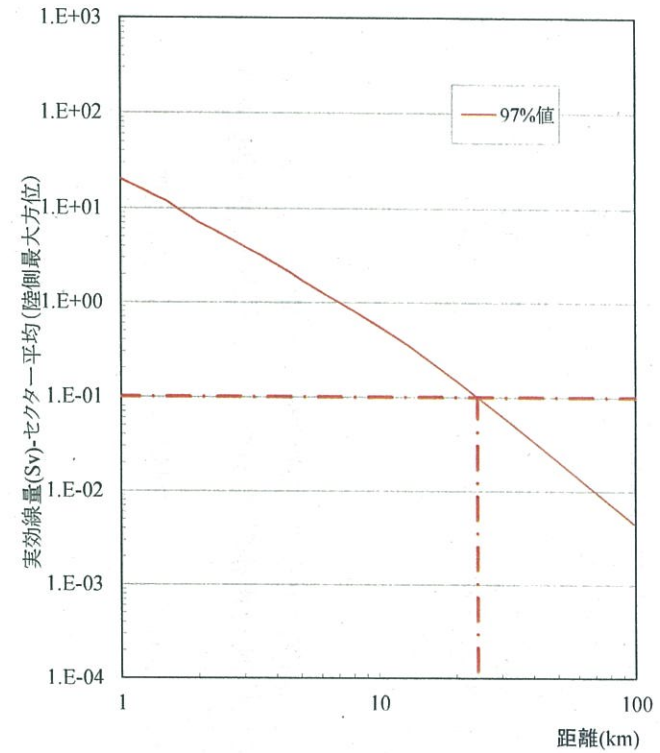
風向出現確率



: 陸側方位



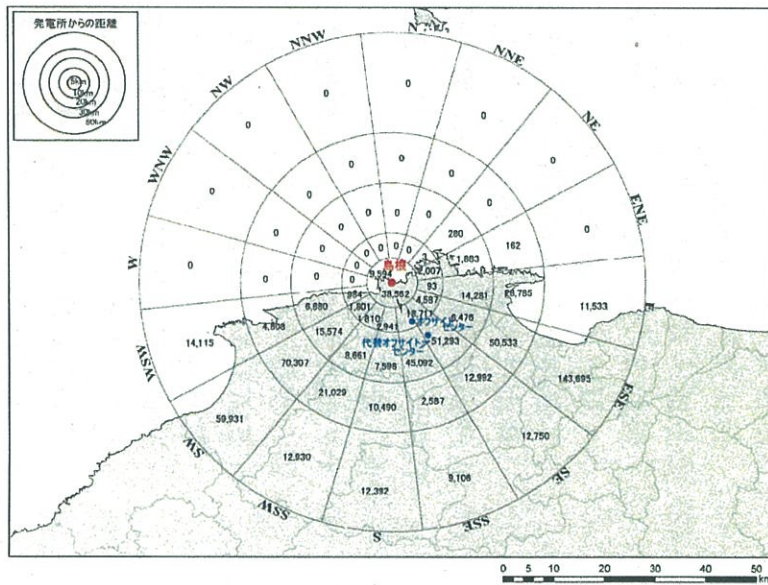
実効線量の期待値によるコンタ図及び30km同心円



注;陸側最大方位はSE

めやす線量を超える距離範囲

	陸側最大方位
97%値	24.2 km



人口分布図

サイト出力に対応した放射性物質量を仮定した計算

福島事故を受けての対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われ、原子力災害特別措置法（以下「原災法」という。）及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた本県は、関係周辺都道府県に位置づけられた。

この中で地域防災計画については、原災法施行後6ヶ月以内（H25年3月）に見直すこととされており、これら関連法令、防災基本計画、原子力災害対策指針（以下「指針」という。）等を踏まえた修正を今回、実施する。

1 概要

今回の原子力災害対策指針において、県内に緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められ、鳥取県内の原子力防災体制を再構築するため、鳥根県の地域防災計画との整合を図りつつ、現計画を全面修正する

なお、指針は、逐次、見直しされることから、今後の地域防災の改定に反映していく。

2 基本的な考え方

(1) 県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針等を踏まえ、地域防災計画の全面修正を行う。

ア 法令による新たな権限

立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等

イ 鳥根県との連携

情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、オフサイトセンターへの参加等

(2) 島根原子力発電所（原子炉施設）についての、UPZの範囲は、指針で示された「概ね30km」を基本に、米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする。

・UPZの線引きの考え方

島根原子力発電所から半径30kmの安全側に設定することとして、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする。

(3) 人形峠環境技術センター（原子炉以外の原子力施設）

指針において今後、検討すべき課題とされたことから、国の検討結果を受けて、今後、修正する。

(4) その他指針において、今後検討を行うべき課題とされた以下の課題についても、国の検討結果を受けて、適宜、修正する。

・EALやOIL、緊急事態区分の在り方

・PPAの導入、実用炉以外の原子力災害対策重点区域

・避難困難住民等が一時避難できる施設

・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の策定等の在り方

・SPEEDIの活用方策

・実用炉以外のオフサイトセンターの在り方

・緊急被ばく医療設備・資機材等の整備、大規模な放射線被害発生時における医療機関連携の在り方

・安定ヨウ素剤投与判断の基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方

・スクリーニングの技術的課題

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応
- ・住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定

3 計画の特徴

(1) 総則関連

ア 福島における事故の態様等を踏まえ、過酷事故（シビアアクシデント）による災害も想定

(2) 災害予防対策関連

- ア 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- イ 複合災害においても対応可能な資機材、体制等の整備
- ウ 過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施
- エ 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保

(3) 災害応急対策関連

- ア 放射性物質の拡散状況等を踏まえたUPZ内の緊急時防護措置（避難・屋内退避、スクリーニング、被ばく医療等）の実施
- イ 避難場所等における災害時要援護者に配慮したケアの実施

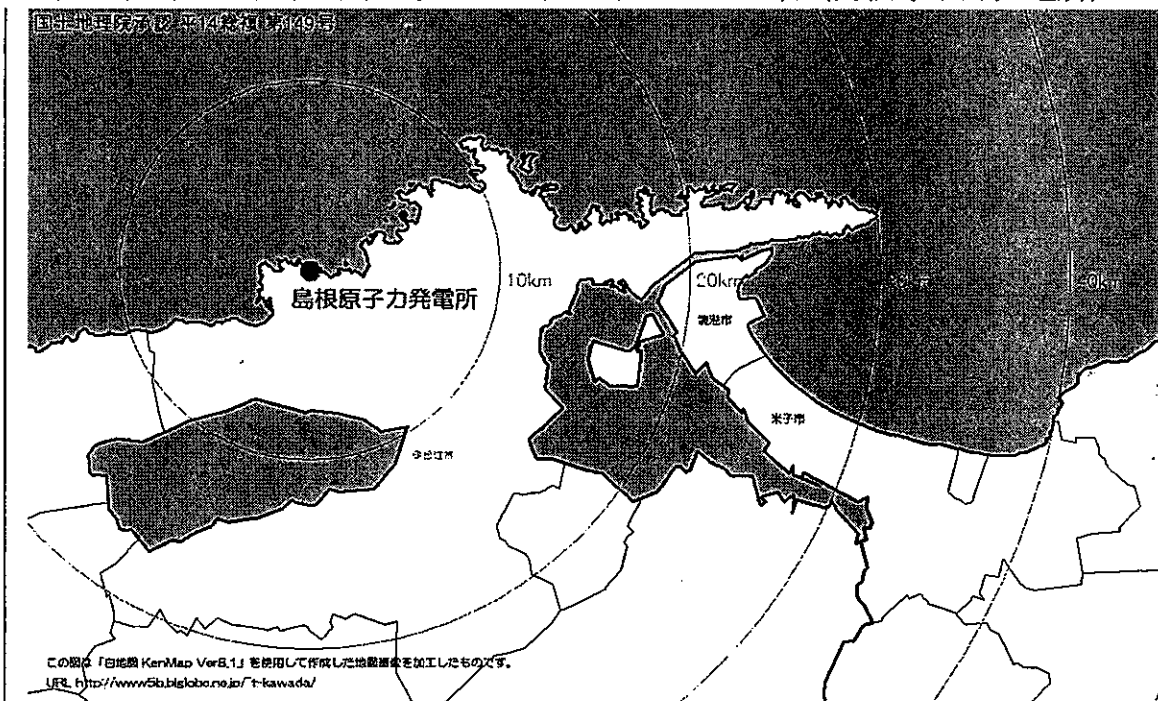
(4) 災害復旧対策

- ア 現地対策本部や原子力被災者生活支援チームと連携した原子力災害事後対策、被災者の生活支援の実施
- イ 国と協議の上、状況に応じた避難区域の見直し
- ウ 国、市町村、原子力事業者、関係機関と連携した除染や放射性廃棄物の処理の実施

4 スケジュール

- ア 現在、計画素案について、庁内機関、島根県、関係周辺市町と調整中
- イ 関係機関との調整、原子力防災専門家会議、パブリックコメントによる意見照会を経て、地域防災会議に修正案を提出し作成、議会報告
- ウ 3月18日までに国に報告⇒正式にUPZが確定

(参考) 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



第1章 総則

1. 計画の目的

この計画は、原子力事業者（中国電力・日本原子力研究開発機構）の原子炉運転等により放射性物質等が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、米子市、境港市、三朝町ほか防災関係機関がとるべき措置を定め、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

この計画は、県の原子力災害対策（又は対応）の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、「鳥取県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定める。

3. 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関及び県民に周知を図るとともに、各関係機関は、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

4. 計画の作成又は修正に際し順守すべき指針

この計画の作成、修正に際しては、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を遵守する。

5. 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定する。

6. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲

範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画等を勘案し、具体的な地域を定める。

鳥根原子力発電所においては、原子力施設から概ね 30 km とする。

人形峠環境技術センターにおいては、施設から約 500m とする。

7. 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係周辺市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、鳥取県地域防災計画災害応急対策編（共通）を基本に定める。

第2章 災害予防対策

1. 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

2. 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

県は、原子力事業者が作成又は修正する原子力事業者防災業務計画の協議、原子力防災要員等の現況届出を受理する。

3. 立入検査と報告の徴収

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

4. 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、緊急時対応

等について、原子力防災専門官と密接な連携を図る。

5. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

県は平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

6. 情報の収集・連絡体制の整備

県は、国、所在県、関係周辺市町、原子力事業者等との情報の収集及び連絡を円滑に行うため、通信手段・経路の多様化を図るとともに、連絡体制の整理、通信手段の確保等を行う。

7. 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うために、災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制等について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

8. 避難収容活動体制の整備

県は、関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制の整備に努める。

9. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

10. 緊急輸送活動体制の整備

県は、緊急輸送路の確保体制および専門家の移送体制等の整備を図る。

11. 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

県は、救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材、防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備を行うとともに、緊急被ばく医療活動体制等の整備を行う。

12. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、国、関係周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた内容を整理しておく。

13. 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

14. 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

県は、国、関係周辺市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のために広報活動を実施するとともに、関係周辺市町が行う広報活動に関し必要な助言を行う。

15. 防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

16. 防災訓練等の実施

県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携し、訓練計画を策定すると共に、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的を実施するものとする。

17. 原子力施設上空の飛行規制

原子力施設上空の航空安全確保に関する規制措置については、国の通達によっており、県はこの措置の周知徹底に努める。

18. 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

事故の通報を受けた最寄りの防災関係機関は、事故の状況把握に努め、原子力事業者等に協力して必要な措置を実施する。県及び所管する市町村は、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難、一般公衆の安全を確保するための必要な措置が行えるよう備える。

第3章 災害応急対策

1. 基本方針

本章は、原子力事業者から原災法第10条に定める特定事象の通報及び原災法10条に至る可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生時（以下「警戒事象」という）の通報があった場合及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定める

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県は、原子力事業者から警戒事象若しくは特定事象発生 of 通報を受けた場合又は県のモニタリングポストで特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、市町村や関係機関に連絡を行うとともに、放射性物質又は放射線の影響の早期把握のため、緊急時モニタリング活動を実施する。

3. 活動体制の確立

県は、特定事象若しくは警戒事象発生 of 通報を受けた場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合は、あらかじめ定めた警戒態勢又は災害対策本部体制を確立する。また、原子力災害合同対策協議会が組織された場合、責任ある者をこれに出席させ、緊急事態対応対策の実施に向けた調整を行う。

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、必要な対策を行う。

4. 屋内退避、避難収容等の防護活動

島根原子力発電所において、原子力緊急事態宣言が発出された場合、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合、UPZ内の屋内退避又は避難勧告、指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、人形峠環境技術センターにおいて、原子力緊急事態宣言が発出された場合、内閣総理大臣の指示に従い、屋内退避又は避難勧告、指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

県は、関係周辺市町に対し、必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設、住民への周知徹底について支援する。

5. 治安の確保及び火災の予防

県は、治安当局と協議し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国と協力のうえ火災予防に努める。

6. 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、指針や食品衛生法上の基準値を踏まえ、国の指導等に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等、実施する。

7. 緊急輸送活動

県及び県警察は、関係機関との連携により、緊急輸送体制の確立、緊急輸送のための交通の確保を行う

8. 救助・救急、消火及び医療活動

県は、救助・救急活動が円滑に行われるよう、資機材確保などの措置を講じる。また、緊急時医療措置を実施するため、緊急時医療本部を設置し、緊急時医療活動を行う。

9. 住民等への的確な情報伝達活動

県は、住民等に対し情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応する体制を整備するものとする。

10. 自発的支援の受入れ等

県及び国、関係団体は、ボランティアの受け入れ、国民等からの義援物資、義援金の受け入れに対し適切に対応する。

11. 行政機関の業務継続に係る措置

県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合、必要ある業務は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき退避先において継続して実施する。

12. 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

県及び所管する市町村は、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を講じる。

第4章 災害復旧対策

1. 基本方針

本章は、原子力緊急事態解除宣言が発出された原子力災害事後対策について定める。

2. 緊急事態解除宣言後の対応

県は、原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

3. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、国と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力事後対策を実施すべき区域を設定する。

4. 放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、関係周辺市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

5. 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき実施された、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。

6. 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態宣言後も継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

7. 災害地域住民に係る記録等の作成

県は、市町村が行った災害地域住民の記録等をあらかじめ定められた様式に記録することに協力する。

8. 被災者等の生活再建等の支援

県は、国および市町村と連携し、被災者等の生活再建等の支援を行う。

9. 風評被害等の影響の軽減

県は、国および市町村と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産品等の適切な流通が確保されるよう、広報活動を行う。

10. 被災中小企業等に対する支援

県は、国および市町村と連携し、被災中小企業等に対する支援を行う。

11. 心身の健康相談体制の整備

県は、国および市町村とともに、周辺居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。

12. 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

13. 復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

原子力防災に関する島根県知事等との意見交換の結果について

平成24年11月28日

危機対策・情報課

福島事故を受けて、従来の原子力防災の問題点を見直すため、原子力規制委員会が新たに設置され、原子力災害対策指針が、改正原子力災害特別措置法に基づき策定された。

こうした国の動きも踏まえ、県は、新たに周辺関係市町村に位置づけられた米子市、境港市と、県境を越える防災体制づくりを進めるため、立地県である島根県と島根原子力発電所の諸課題について意見交換を実施した。

1 日時

11月1日(木) 13:00～14:00

2 場所

島根県庁

3 出席者

知事、島根県知事、米子市長、境港市長

4 意見交換内容

(1) 避難時間推計シミュレーション調査等の共同実施

(鳥取県知事)

- ・避難シミュレーションは、共同で執行し、避難計画づくりに役立てては
- ・モニタリングのほか、被ばく医療やスクリーニングも共同で検討してはどうか

(島根県知事)

- ・避難経路については両県警で一緒になって検討したい

(2) 要援護者対策、拡散シミュレーションの説明等、国等に対する要望の連携

(鳥取県知事)

- ・要援護者の問題は、国に考えてもらう必要があるのではないか

(島根県知事)

- ・要援護者対策については、一緒になって、強く国に対応を求めたい

(3) 安全協定等のルール作りについて、国に対する要望の連携

(鳥取県知事)

- ・安全協定改定については、国にも要望を行っている

(4) 島根県側4市を交えた広域防災体制に関する協議会の設置

(鳥取県知事)

- ・国(原子力規制庁)が加わった「広域防災体制に関する協議会」※を設置するという考えが示されたが、県副知事をトップとして進めてはどうか

※提案は原子力災害対策指針を根拠

第3 原子力災害対策事前対策、(3) 原子力災害事前対策重点区域、

③原子力災害事前対策重点区域の設定に当たっての留意点

「…UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内で整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。」

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を踏まえた、今後の島根原子力発電所に係る防災体制の見直し（地域防災計画の作成等）を、2県6市が連携して検討する「第5回原子力防災連絡会議」が次のとおり開催されました。

1 開催日時

平成24年11月21日（水）午前9時から10時30分まで

2 開催場所

島根県原子力防災センター（通称オフサイトセンター、島根県松江市）

3 出席機関

島根県、島根県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市
鳥取県、鳥取県警察本部、米子市、境港市

4 構成機関以外の出席

原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、中国電力株式会社

5 協議概要

(1) 広域避難計画について

ア UPZ線引き条件の統一

- ・ UPZの線引きを2県6市で統一し、鳥取県及び島根県両県の広域避難計画を確認した。
- ・ 30km圏の保守側（安全側）地域、30km圏に少しでもかかる地区はすべてUPZとする。

※ 避難指示で区域が示せる区画を最小単位（コミュニティ単位）

イ 原子力災害に備えた島根県広域避難計画

- ・ PAZ及びUPZの39.6万人が、3県61市町村に段階的に避難する。

ウ 鳥取県の広域住民避難計画（9月19日概要を公表済）

- ・ 避難者数

30km圏内人口	うち鳥取県	うち米子市	うち境港市
約47万人	約7.3万人	約3.7万人 (+8千人)	約3.6万人

- ・ 避難所単位で、米子市及び境港市と県内避難先市町とのマッチング完了
- ・ 今後、具体的な避難要領、輸送力の確保を検討し、3月完成を目標
- ・ スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与等については、引き続き国の検討結果を待ち、さらに検討する。

(2) 域防災計画（原子力災害編）の作成・修正について

- ・ 原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針等に基づき、来年3月18日までに修正しなければならない。
- ・ 今後、原子力災害対策指針が、逐次見直されることから、地域防災計画についても適宜修正が必要になる。

(3) 平成24年度原子力防災訓練の実施について

来年1月26日（土）、島根県と合同訓練

(4) その他

本原子力防災連絡会議に、副知事、副市長も参加し、原子力規制庁と意見交換、要望等を行う連絡会議の開催を計画する。

平成24年11月15日、島根県原子力防災センターで「平成24年度原子力防災訓練第2回主要機関会議」が開催され、島根原子力発電所に係る防災訓練が平成25年1月26日（土）に実施されることが決定されました。

なお、鳥取県としては、下記の訓練内容等（予定）に基づき、今後具体化を図っていきます。

記

1 目的

原子力防災体制見直しに合わせ、原子力緊急時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図るとともに、暫定避難計画（案）の検証を図る。

2 実施日時

平成25年1月26日（土） 7:00～14:00（予定）

※ 島根県側の訓練は、7:00～15:00（予定）

3 主催

鳥取県側：鳥取県、米子市、境港市

島根県側：島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市

4 訓練対象施設 中国電力(株)島根原子力発電所

5 実施場所（予定）

鳥取県庁、米子市役所、境港市役所、一時集結所（米子市内・境港市内）、スクリーニング会場（米子市内を予定）、西部総合事務所、衛生環境研究所（EMC）、県営広域避難所（東部地域を予定）、島根県庁、島根県原子力防災センター（OFC）、中国電力(株)島根原子力発電所、その他関係機関 等

6 訓練想定（予定）

本部等運営訓練（初動対応訓練）及び本部運営訓練に連動する独自訓練については、島根県と同一想定で実施する。

その他の独自訓練については、別想定（時間）で実施する。

7 訓練内容（予定）

- (1) 本部等運営訓練（初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練を含む。））〔島根県と合同〕
- (2) 緊急時モニタリング訓練〔島根県と一部合同〕
- (3) 緊急被ばく医療活動訓練
 - ・スクリーニング検査及び簡易除染訓練
 - ・安定ヨウ素剤予防投与訓練
- (4) 住民の避難訓練
 - ・一時集結所からのバス避難
 - ・自家用車による避難
- (5) 災害時要援護者の避難訓練
- (6) 県営広域避難所開設訓練
- (7) 広報・情報伝達訓練

注）今後関係機関と協議し、訓練内容の具体化を図って行きます。

その過程で、訓練内容が変更になることがあります。

「とっとり防災フェスタ2012」の開催結果について

平成24年11月28日
危機対策・情報課

東日本大震災を踏まえた西部市町村沿岸地域住民の津波避難訓練、地震・津波被害を踏まえた実践的な防災関係機関の訓練及び県民の皆様にご参加・体験していただく要素を盛り込んだ「とっとり防災フェスタ2012」を下記のとおり実施しました。

1. 主要成果

- (1) 訓練の実施のみならず、ステージイベント・体験・展示ブース・炊き出し等により来客者も含め、約1万5千人の参加を得ることができた。
- (2) 西部地区市町村における津波避難訓練では、あらたな津波被害想定に基づき住民避難訓練を実施したことにより津波発生時における住民避難等について住民への周知を図るとともに、市町村間の相互応援体制を構築することができた。
- (3) 公助訓練においては、実際の状況に近い災害空間を設定し、各機関が保有する資機材、救出方法等を駆使して実施したことにより、各関係機関の現地における連携要領、技能の向上を図ることができた。
- (4) 岡山県、徳島県から現地連絡員の派遣を受けたことにより、相互応援協定の実効性の向上を図ることができた。

2. 概要

(1) 目的

県民の防災等に関する意識の向上及び関係機関・団体相互の連携強化等を図る。

(2) 日時 平成24年10月28日(日) 10:00~15:00

※津波避難訓練については9:00~12:30の間に各市町村が実施

(3) 場所 主会場：夢みなとタワー付近の特設会場(境港市竹ノ内団地)

津波避難訓練会場：米子市内・境港市内・日吉津村内・大山町内

(4) 参加者数 約15,000人(内訳：来場者数約12,000人・津波避難訓練約3,000人)

(5) 主催者 「とっとり防災フェスタ2012」実行委員会

(県、市町村、防災関係機関、各種団体・機関等で構成。事務局：鳥取県危機管理局)

(6) 主な参加機関(60機関・団体)

ア 地元：西部地区境港市ほか8市町村、地元自治会、地元商工会等

イ 防災関係機関：日本赤十字社、県内3消防局、警察、境海上保安部、自衛隊、鳥取DMAT、JAF等

ウ その他機関：中国電力(株)、NTT西日本、鳥取大学等

エ 訓練参加車両等：車両約35台、航空機等2機(3機予定)、巡視艇2隻

(7) 津波避難訓練：米子市、境港市、南部町、伯耆町、日吉津村、大山町、日南町、日野町、江府町、JR西日本

(8) 広域連携訓練

岡山県(1人)、徳島県(8人)から現地連絡員等の派遣により津波住民避難訓練の評価等を実施

(9) 防災写真展示

過去に発生した災害の記録や関係機関の活動、防災に関する知識や普及啓発を図るため、防災写真展示を行う。(平成24年10月19日～28日)

〔場所〕 夢みなとタワー 1階 多目的ホール (来場者数 約 6,900人)

3. 内容

(1) 総合防災訓練

ア 陸上部隊(消防・警察・自衛隊・鳥取DMAT・JAF等)による訓練

○倒壊家屋・車両等からの救急救助訓練等

イ 航空部隊による訓練(2機)

○航空機を活用した津波警戒及び津波情報伝達訓練(鳥取県ヘリ、海上保安庁ヘリ)

ウ 水上部隊の訓練(巡視艇2艇)

○海上保安庁の巡視艇及びヘリによる水難救助訓練

○巡視艇への着船訓練(海上保安庁ヘリ・鳥取県ヘリ)

エ 津波避難訓練

○新たな津波被害想定に基づき、米子市、境港市、大山町、日吉津村の各地区で住民避難訓練及び避難所運営訓練等を実施。

○津波被害沿岸地区への避難所運営支援及び情報伝達訓練等(伯耆町・江府町・南部町・日南町・日野町)

○JR西日本と鳥取県災害対策本部連携情報伝達訓練

(2) 防災関係機関等のブース出展、資機材・車両等の展示等

○防災関係機関等がブース出展し、各機関の活動PR、防災関係車両・資機材などの展示や来場者体験ができる催しなどを実施した。

○起震車体験コーナーを設置した。(400人)

○災害時要援護者疑似体験による災害体験コーナーを設置した。(参加者150人)

(3) 炊き出し配布、地元の食・物産品販売

○自衛隊(カレー550食)、徳島県(新鮮なとくしま号:そば米汁 350食) 南部町(200食)などの炊き出し食糧を配布した。

○地元の食材を使ったハンバーガーやヤキソバ、かに汁など飲食販売、特産品等を販売した。

(4) その他

○当日の天候(雨)を考慮し、オープニング等ステージイベントを主会場ステージから夢みなとタワー1階エントランスホール(屋内)で実施した。(内容:オープニング、国際まんが博のPR(バードプリンセス)、県警察音楽隊の演奏、地元団体等による太鼓や音楽演奏など)

○閉会式は、天候がやや回復し、主会場ステージで閉会式を実施した。

○自主防災組織等知事表彰を併せて実施した。(被表彰者6団体)

○アンケート結果(125人から回答)

『今後もこのような防災に関するイベントがあれば参加されますか?』

・是非参加したい 60%

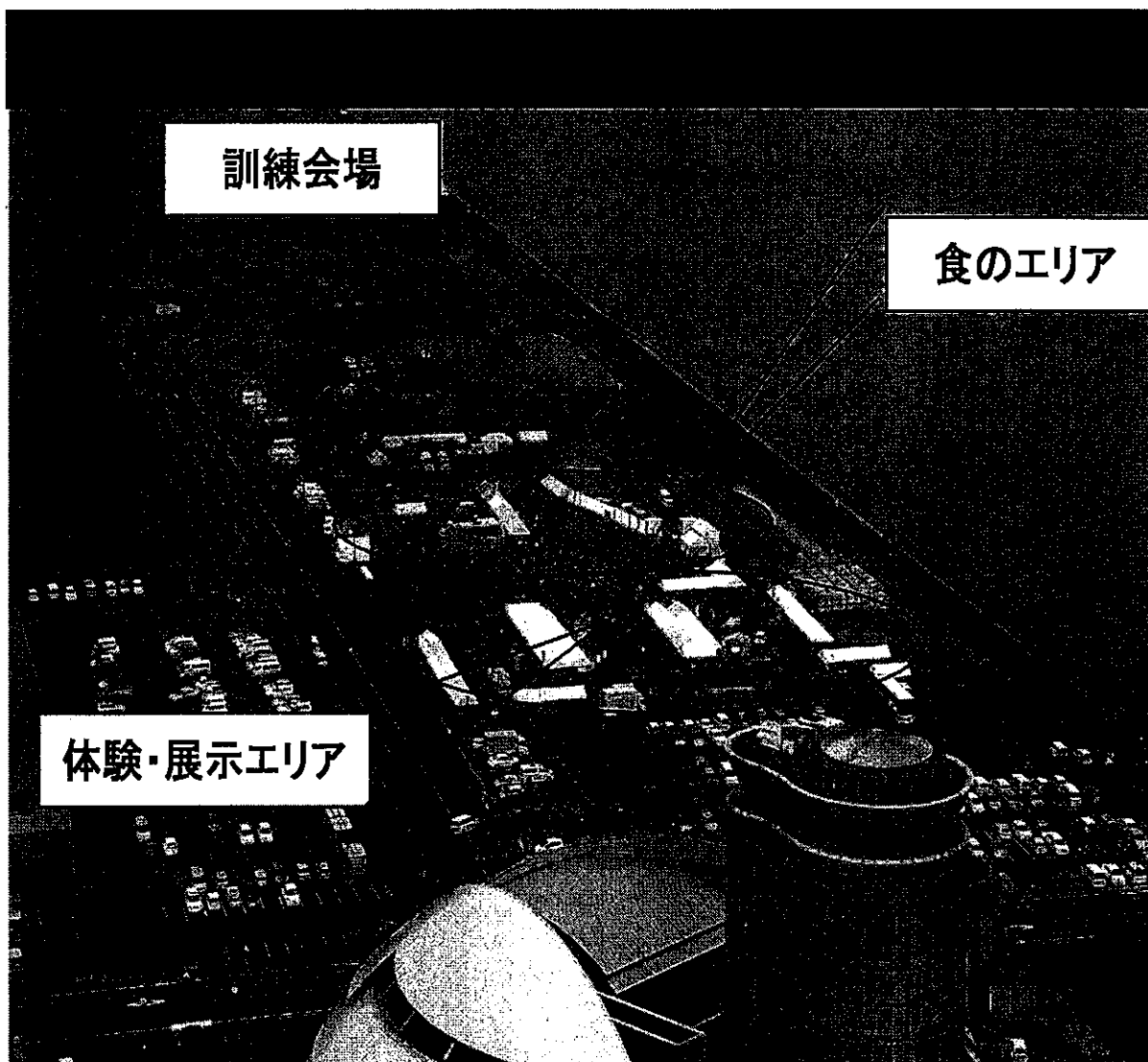
- ・どちらかといえば参加したい 32%
- ・どちらともいえない 7%
- ・参加しない 1%

『イベントに参加して、防災防犯意識が高まりましたか?』

- ・高まった 74%
- ・変わらない 26%

○スタンプラリー参加者 506人

◆とっとり防災フェスタ2012の写真◆



「とっとり防災フェスタ2012」オープニング

体験・展示エリア



AEDの訓練



起震車体験

食のエリア

鳥取県・県観光事業団共同
美術展示・防災写真展



徳島県:新鮮なとくしま号 食の提供

公助訓練(津波被害を想定し訓練を実施する。)



訓練時間過去最長
9:40から16:30



ブリーチング訓練

津波避難訓練



鳥取県消防学校「実践的訓練施設完成記念訓練」～創立30周年記念事業～について

平成24年11月28日
消 防 防 災 課

鳥取県消防学校は、近年の災害の大規模化及び多様化に対応するため、実践的な消火・救助訓練施設（3施設）の整備を進め、10月末に完成しました。本年は、消防学校創立30年目の年に当たることから、消防学校創立30周年記念事業の一環として、新たな実践的訓練施設の完成記念訓練を実施しました。

- 1 日 時 平成24年11月15日（木）13時～14時
- 2 場 所 米子市流通町1350 鳥取県消防学校
- 3 日 程 13時00分～ 主催者挨拶 鳥取県知事 平井伸治
来賓祝辞 鳥取県議会副議長 稲田寿久
米子市副市長 角 博明
13時15分～ 訓練施設概要説明（見学）
13時20分～ 訓練開始
- 4 主 催 等
 - (1) 主 催 鳥取県
 - (2) 共 催 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 鳥取中部ふるさと広域連合消防局
鳥取県西部広域行政管理組合消防局

5 訓練の概要

(1) 参加車両及び人員

- 鳥取県東部広域行政管理組合消防局：救助工作車1台、6名
- 鳥取中部ふるさと広域連合消防局：消防車1台、救急車1台、9名
- 鳥取県西部広域行政管理組合消防局：消防車1台、救助工作車1台、11名
- 鳥取県消防学校：4名

(2) 訓練内容

- ア 倒壊建築物救助訓練 ～瓦礫の中からの救助訓練～
救助隊2隊が地震により倒壊した建物内から、要救助者を救出する。
- イ 火災救助訓練 ～移動式消防訓練施設・実火訓練棟（既存）での消火救助訓練～
救助隊と消火隊が連携し、出火建物及び延焼建物に逃げ遅れた要救助者を救出する。
- ウ 実火災体験型訓練 ～実火災体験型訓練施設での訓練～
実火災体験型訓練施設の扉を開放し訓練の状況を展示する。

6 訓練施設（3施設）の概要（事業費 60,786 千円）

<今後の活用計画>

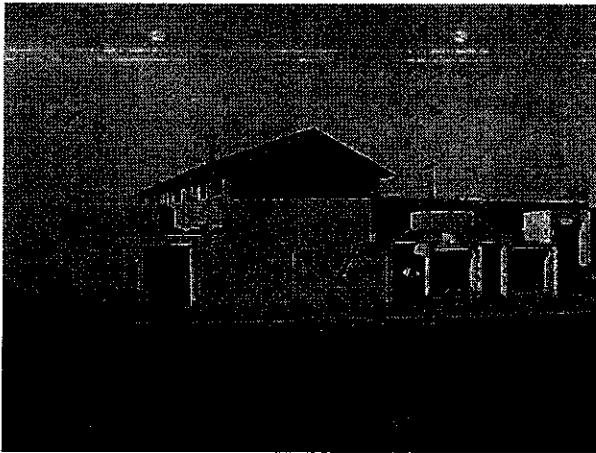
消防職員の初任科、警防科、特殊災害科等や、消防団員の教育訓練において実践的訓練施設を活用し、消防活動技術、災害対処能力の更なる向上を図っていく。



訓練施設全景

（既存実火訓練棟付近に集中させて設置）

(1) 倒壊建物救助訓練施設



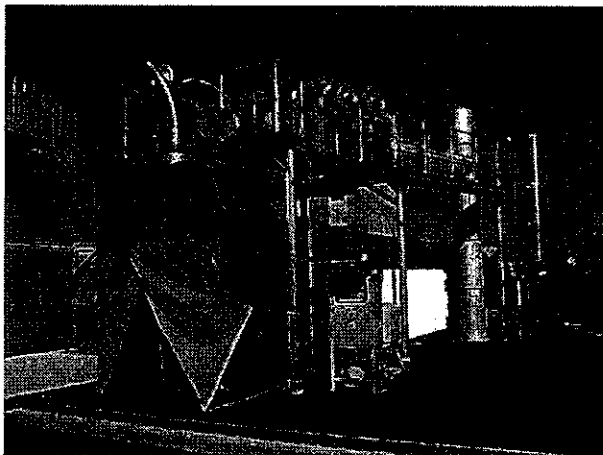
コンクリート製の暗渠、岩石、瓦礫などを組み合わせて、地震、風水害及び土砂崩れ等により建物が倒壊した状況を設定し、狭隘な閉鎖空間で救助・救出訓練を行う施設

(2) 移動式消防訓練施設



一般住宅を模した2階建てユニットハウスで、実放水、人命検索、救助訓練等の実践的消防活動を行うことができる。また、既存の実火訓練棟（写真左手）と組み合わせることにより、建物火災の延焼拡大防止を想定した訓練を行うことができる施設

(3) 実火災体験型訓練施設



実際に木製パレットを燃焼させ、濃煙熱気、燃焼の拡大、火勢成長の状況及びフラッシュオーバーの発生が予測できる等、より実際の火災現場に近い環境で訓練ができる施設

7 消防学校創立30周年について

鳥取県消防学校は、消防組織法第51条に定める消防職員・消防団員の教育・訓練の場として昭和58年4月に開校し、平成24年度は学校創立30年目を迎えた。

<創立30周年の記念事業>

- 平成24年 4月 校訓制定 . . . 平成24年度入校式で披露
- 平成24年 9月 校歌制定 . . . 平成24年度卒業式で披露
- 平成24年11月15日 実践的訓練施設完成記念訓練
- 平成25年 3月（予定）消防学校30周年記念誌作成